

消費生活まめ知識

若者に忍び寄る悪質商法 ～ターゲットにならないために～



令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。18歳、19歳の方も、法律上は大人として扱われ、親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方、契約についての責任も自分自身で負うこととなります。そのため、未成年者としての法律の保護がなくなったばかりの若者が悪質商法のターゲットになる可能性があります。

ケース1 「就職に役立つ」と誘われて…

路上で就職活動に関する意識調査アンケートに回答したら、高額な就活塾を勧められ、断り切れずに契約してしまった。



ケース2 好意につけこまれて…

マッチングアプリで知り合った男性から、「私が販売しているジュエリーを見て」と言われ、宝石店に誘われた。断り切れず、高額なダイヤモンドを契約してしまった。



ケース3 配当や紹介料でもうかる？

学生時代の友人から、「投資でもうかる。投資者を紹介すれば投資額の10%を受け取れる」と誘われ、消費者金融から50万円を借り、代金として手渡した。もうからない。解約したい。

アドバイス ～自分自身を守るために～

■電話やメールで勧誘

アンケートなどに記入した個人情報を使って、さまざまな勧誘の電話やメールが来る可能性があります。記入前に利用目的を確認するなど、慎重に対応しましょう。

■マルチ取引

実態が不明な投資や副業などのもうけ話に関するマルチ取引のトラブルが増えています。事業者と連絡が取れなくなるなど、解約できなくなるケースもあります。

■デート商法

SNSやマッチングアプリで知り合った相手を誘う「デート商法」に注意しましょう。甘い言葉をかけられても、お金の話が出たら要注意です。

■身近な人から勧誘

友達や先輩から勧誘されても、契約したくなければ、あいまいな返事をせず、きっぱりと断りましょう。

■問い合わせ 下妻市消費生活センター ☎44-8632 FAX44-9370

※消費者トラブルに関する相談について、解決のお手伝いをします。相談は無料です。



マイナポイントを予約申し込みませんか？

■お問い合わせ
企画課 ☎43-2113 FAX43-1960

マイナポイントとは…

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでポイントがもらえるしくみです。現在開始しているマイナンバーカードの新規取得者等に対するポイント付与では、申込を行ったキャッシュレス決済サービス等でチャージやお買い物をする、ご利用金額の25%分のポイントがもらえます。(最大5,000円分のポイント)

☆健康保険証としての利用申込を行った方への「7,500円分のポイント」および、公金受取口座の登録を行った方への「7,500円分のポイント」は、令和4年6月頃から申込開始予定です。

	付与ポイント	ポイント申込の開始時期
マイナンバーカードの新規取得者、第1弾に申込をしていない方	最大5,000円分	令和4年1月1日より実施中
健康保険証としての利用申込を行った方	7,500円分	令和4年6月頃を予定(※)
公金受取口座の登録を行った方	7,500円分	令和4年6月頃を予定

(※) 医療機関等で使用するための健康保険証としての利用申込は開始しています。

対象となる方

マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます。)……最大5,000円分のポイント

- 対象となるマイナンバーカードの申請期限：令和4年9月末まで
- ポイントの申込期限：令和5年2月末まで

予約申込方法

- スマートフォンから予約申込：スマートフォンにマイナポイントアプリをダウンロード
- マイナポイント手続きスポットから予約申込

マイナポイントアプリ
ダウンロードQRコード



市役所でマイナポイント手続きの予約申込支援を行っています

市では、マイナポイントの予約申込について、設定方法に不安な方や対応する機器をお持ちでない方の申込みをお手伝いする「マイナポイント特設コーナー」を設置していますので、ぜひご利用ください。

- 場所：下妻市役所 本庁舎1階特設コーナー ☎45-4455
- 時間：午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日のみ午後7時15分まで)
3月の土日祝日の開設日：12日(土)
- 必要なもの：マイナンバーカード、マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード(4桁)」
マイナポイントを申し込む決済サービスのカードやアプリ等



※マイナポイント申込の対象決済サービスは、マイナポイントサイトの「決済サービス一覧」をご参照ください。